

# 公募型プロポーザル質問回答書

平成29年5月19日

業務名：岩見沢市新庁舎建設基本計画策定業務

番号	項目	質問事項	回答
1	その他	もし、今後基本設計業務がプロポーザルとなった場合、本業務の受注者も参加できると考えてよろしいでしょうか？	本業務の受注者を除外することは想定しておりません。
2	参加資格要件	実施要領6. 参加資格要件(10)ア. 主任技術者の「技術士(都市計画及び地方計画部門)」、およびイ. 照査技術者の「技術士、技術管理者、RCCM(都市計画及び地方計画部門)」については、必須要件となりますか。ウ. に記載の、5年以上の実務経験を有する一級建築士で置き換えることは可能でしょうか。	ア及びイの配置技術者要件は、必須要件となります。ゆえに、置き換えることはできません。
3	参加資格要件	参加資格要件に「過去10年間の庁舎の整備に係る基本設計策定に関する業務実績を有していること」とありますが、「庁舎」とは、どの物件までを含めて良いのでしょうか。(会館、集会場は含めても良いのでしょうか)	過去10年間の庁舎の整備に係る「基本計画策定」に関する業務実績であり、「基本設計策定」ではありません。なお、庁舎とは、国又は市町村の庁舎等をさしており、会館・集会場は含めません。
4	参加資格要件	主任技術者以外の技術者は、(8)業務実績は、不問と考えて宜しいですか。	貴見のとおりです。
5	その他	業務内容の「(6)設計者・施工者選定に係る発注方式の検討及び仕様書等の作成」において、本業務で特定された場合でも、今後の設計委託業務への参加は支障がないと考えて宜しいでしょうか。	本業務の受注者を除外することは想定しておりません。